○構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置. 総務省告示第四百七号)の 部を改正する告示案 新旧対照表 送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件(平成二十年 (傍線部分は改正部分)

現

行

改正案

る。 はキャリアセンスの備付けを要しない無線設備を次のように定めはキャリアセンスの備付けを要しない無線設備を次のように定め局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制力条の九第一号ニ並びに第二号イ及びホの規定に基づき、構内無線土線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十

びキャリアセンスの技術的条件を定める件)は、廃止する。設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及なお、昭和六十一年郵政省告示第三百八十五号(構内無線局の無線

一 (略)

射を停止し、 付けた構内無線局が電波を発射してから四秒以内にその電波の発 る構内無線局の無線設備の送信時間制限装置は、 項において同じ。 ネル(設備規則第四十九条の九第一号ハに規定するものをいう。次 は送信を行わないものであること。ただし、 九一六・七 九一八 畑、九一九・二 州 又は九二〇・四 州 とする単位チャ かつ、 MHz 以上九二〇・九)のみを使用する場合は、 当該停止から五○ミリ秒を経過するまでの間 MI 以下の周波数の電波を使用す 中心周波数を九一六・ この限りでない。 その装置を備え

センスを備え付けること。ただし、中心周波数を九一六・八匹、る構内無線局の無線設備は、次の技術的条件に適合するキャリア三 九一六・七 賦以上九二〇・九 賦以下の周波数の電波を使用す

る。 はキャリアセンスの備付けを要しない無線設備を次のように定め 限装置及びキャリアセンスの技術的条件並びに送信時間制限装置又 局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制 九条の九第一号ニ並びに第二号イ及びホの規定に基づき、構内無線 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十

びキャリアセンスの技術的条件を定める件)は、廃止する。設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及なお、昭和六十一年郵政省告示第三百八十五号(構内無線局の無線

る。

(同上)

二 九五二 Mzを超え九五六・四 項において同じ。 を停止し、 構内無線局の無線設備の送信時間制限装置は、 ネル(設備規則第四十九条の九第一号ハに規定するものをいう。 送信を行わないものであること。 けた構内無線局が電波を発射してから四秒以内にその電波の発射 九五三·六Mi かつ、)のみを使用する場合は、 当該停止から五○ミリ秒を経過するまでの間は 、九五四・八 MI 又は九五六 MI とする単位チャ MI 以下の周波数の電波を使用する ただし、 中心周波数を九五二・ この限りでない。 その装置を備え付 次

ンスを備え付けること。ただし、中心周波数を九五二・四 LLI、九構内無線局の無線設備は、次の技術的条件に適合するキャリアセ三 九五二 LLI を超え九五六・四 LLI 以下の周波数の電波を使用する

九 一 八 MHz みを使用する場合は、この限りでない。 九一九・二版又は九二〇・四版とする単位チャネルの

1 3 (略)

四 · 五

(略)

みを使用する場合は、この限りでない。

四 · 五 (略)

五三·六MHz、 九五四・八曜又は九五六曜とする単位チャネルの